

第6期事業報告

〔 2020年 4月 1日から
2021年 3月31日まで 〕

宮城県名取市下増田字南原無番地

仙台国際空港株式会社

事業報告

〔2020年 4月 1日から
2021年 3月 31日まで〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、極めて厳しい環境が続きました。外出自粛や訪日観光客の減少により国内消費が急速に落ち込み、企業の生産活動等に持ち直しの動きも見られるものの、年末からの感染拡大による緊急事態宣言の再発出もあり依然として厳しい状況が続いています。一方、世界各国においても、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、ワクチン接種の進展による経済の回復が期待されながらも、感染力の強い変異株の拡大懸念等から、依然として先行き不透明な状況が続いています。

当社を取り巻く事業環境も、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の航空需要に対する甚大な影響により、極めて厳しい状況が続きました。

当空港における国際線は、昨年4月以降、全ての便で運休・欠航となりました。また、国内線については、国による「Go To キャンペーン」等の実施により一時的に旅客需要が上向きとなる期間もありましたが、通年では前年度から大幅に減少しました。

当期の旅客数は121万人（前年度比32.8%）、当初計画（411万人）に対しては29.6%と大きく下回り、民営化以来最低の実績となりました。

このような厳しい環境の中、旅客需要回復の遅れによる業績への影響を極小化すべく、設備投資の抑制や委託業務の内製化など経費削減に努めましたが、当期の結果は、売上高2,472百万円（前年度比3,273百万円減収）、営業損失1,692百万円（同1,654百万円減益）、当期純損失1,514百万円（同1,471百万円減益）となりました。

(安全に関する取り組み)

当社は、安全と保安の維持・向上が空港運営において最も重要な取り組みであると位置づけています。会社全体の安全管理体制の再確認、各種規程類やマニュアルの更新、訓練の実施、所要の設備投資等により、安全と保安の維持・向上に継続して取り組んだ結果、当期においても当社に起因する重大事故の発生はありませんでした。

特に当期は、新型コロナウイルスの感染拡大が収束しない状況で、空港運営事業の継続性を確保するために、従業員に対する徹底した感染防止策（リモートワーク、執務室の分散等）を講じるとともに、空港利用者にも感染防止策（ソーシャルディスタンス確保、消毒液設置箇所の増加、ターミナルビル館内でのマスク着用への協力依頼等）を講じ、安全・安心の確保に努めました。

また、自然災害等を想定した各種訓練等により、策定した計画やマニュアル等の実効性の維持・向上にも継続して取り組みました。

2021年2月13日深夜に発生した福島県沖の地震では当空港は震度5強の揺

れを観測しました。当社は地震発生直後に総合対策本部を設置し、従業員の安全を確認するとともに、空港施設の点検を行い、旅客ターミナルビルの一部に損傷が確認されたものの、空港運用に必要な滑走路・誘導路・灯火等の基本施設には運用に支障をきたすほどの被害が無いことを確認し、翌14日の朝より通常の運用を開始しました。また、仙台空港アクセス線が14日夕刻まで運行を見合わせたため、バス事業者の協力を得て、バス臨時便の運行により代替交通手段を確保し、お客様の空港滞留を回避しました。

(営業活動)

当期は、新型コロナウイルスの感染拡大が航空業界に与えた甚大な影響により、当初から定期路線の運休・欠航が続き、国際線は復便には至りませんでした。また、2019年10月に就航したタイ国際航空バンコク線が新型コロナウイルス感染拡大の影響により2020年3月を最後に運休となったほか、エアアジア・ジャパンの事業廃止に伴って名古屋線が廃止(2020年12月)になるなど、強い逆風下での営業活動を強いられました。

当社は路線維持や早期復便に向け、厳しい経営環境下に置かれたエアライン各社に対して事務所賃料の減免や需要促進キャンペーン等の各種支援策を続けました。同時に、オンラインによる国際商談会への参加など、コロナ禍後を視野に、路線を増やし、航空需要を増やす取り組みも続けてきました。

その結果、当期においては、2020年10月からピーチアビエーションの沖縄線(1便/日)が、12月からは名古屋線(1便/日)が新たに就航しました。

しかしながら、旅客需要全体の大きな落ち込みをカバーするには至らず、旅客数合計は121万人(前年度比32.8%)に終わりました。これは東日本大震災の影響を受けた2011年度の旅客数184万人の約66%の水準となります。

新型コロナウイルスの感染収束の見通しが不透明な中で、当面は厳しい事業環境が続くことが予想されますが、この危機を乗り越え、来るべき反転攻勢に向け、営業力の強化と経営のスリム化を図るとともに、既存路線の維持・早期の復便に加え、地元自治体等と連携し、新規路線の誘致や既存路線の増便にも取り組んでまいります。

一方、貨物事業は、引き続き新たな荷主の開拓に努めるとともに付加価値の高いサービスの提供を継続してきました。当期は、2020年11月にペダル付き足こぎ車いす「COGY(コギー)」の開発・販売を行う東北大学発の研究開発型ベンチャー企業である株式会社 TESS との間で業務受託契約を締結し、輸入貨物である COGY の検査・在庫管理業務等を開始しました。

当期の取扱貨物数量は、国内線貨物2,117トン(前年度比3,653トン減少)、国際線貨物755トン(同266トン減少)となり、貨物量合計では2,872トン(同3,919トン減少)となりました。

貨物事業も新型コロナウイルスの感染拡大の影響により厳しい結果となりましたが、荷主のニーズに合わせた付加価値の提案を行い、新たな貨物需要の創出を目指し、仙台空港を拠点とした物流の活性化に貢献してまいります。

(空港設備等)

将来目標とする旅客数 550 万人の受け入れに十分な機能と質の高いサービスの提供が可能な空港を実現すべく、2020 年 3 月 26 日より旅客ターミナルビルリニューアル工事を進めてきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により 2020 年 11 月に工事を一時中断いたしました。2025 年度後半の完工を目指し、今後、旅客動向や利用者ニーズの変化等を踏まえ、計画の見直しを進めてまいります。

当期は国際線の復便は実現しませんでした。2021 年度中の復便を想定し、海外からの入国者の受入体制を整備するため、関係機関と連携しながら検査スペース確保など課題への対応を進めてまいります。

また、空港施設に係る顧客サービスの品質確保・向上を目指し、2021 年 1 月に ISO9001 の認証を取得しました。今後は品質マネジメントシステムに基づき継続的に顧客サービスの向上を目指して、より安全・安心で快適な空港の実現を目指してまいります。

(仙台空港 震災 10 年メモリアルプロジェクトの実施／震災伝承施設への登録)

当社は、2021 年 3 月 11 日に東日本大震災から 10 年を迎えるに当たり、国内外からの復興支援に対する感謝を表し、また国内唯一の津波被災空港として伝承すべき災害の記憶や教訓等を伝える「仙台空港 震災 10 年メモリアルプロジェクト」を実施しました。宮城県七ヶ浜町で被災した復興ピアノを 2 月 19 日より旅客ターミナルビル内に設置し、来港された多くの方々に演奏していただきました。また、旅客ターミナルビル内に仙台空港の被災から復旧・復興までの歩みや防災への取り組みに関する展示、国内外からの復興支援に対する空港関係機関からの感謝メッセージの展示、名取市民をはじめ全国の方々や当社・航空会社の作成による復興への想いを描いた絵灯籠の展示等を行いました。

2021 年 2 月 2 日、仙台空港は、震災伝承ネットワーク協議会より「震災伝承施設」として登録されました。「震災伝承施設」は、東日本大震災から得られた実情と教訓を伝承する施設です。仙台空港の旅客ターミナルビルには、高さ 3.02m の津波到達点を示す「津波高表示」、震災当時の様子を時系列で説明した「震災説明パネル」を常設展示しているほか、空港内各所に津波警報等発表時の避難経路をお知らせする「津波避難サイン」を設置しています。当空港は、災害から得た教訓を風化させることなく未来へ継承し、これからも安全・安心な空港を目指してまいります。

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当期の設備投資額は、定電流調整装置他更新工事、PBB（旅客搭乗橋）更新工事等により 399 百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

当社は2021年度から5か年を対象とした中期経営計画を策定しました。

同計画では「自立の確保と新たな挑戦」をテーマとし、新型コロナウイルス禍による業績悪化から脱却し、企業としての自立を保ち、より強靱な経営基盤を築くことを目指します。そして、次の需要回復期にはより大きな利益を安定的に計上し、新たな挑戦を試みながら当社の全てのステークホルダーに対し、さらに大きく貢献する企業となるために、次に示す5年後のビジョンを掲げました。今後、ビジョン実現に向けた課題の解決に取り組んでまいります。

[中期経営計画 5年後のビジョン]

- ・ 新型コロナウイルス禍による経営危機から脱却し、新たな成長軌道に乗っている。
- ・ すべての社員が着実に成長し、生き生きとした活力あふれるチームが形成されている。
- ・ 東北のゲートウェイとしての機能が向上し、域内の交流人口拡大に貢献している。
- ・ より柔軟かつ強靱な経営基盤が築かれ、安定的に利益が計上されている。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	第2期 (2016年度)	第3期 (2017年度)	第4期 (2018年度)	第5期 (2019年度)	第6期(当期) (2020年度)
売上高	4,594 百万円	5,155 百万円	5,506 百万円	5,746 百万円	2,472 百万円
当期純利益または当期純損失 (▲)	▲8 百万円	109 百万円	135 百万円	▲42 百万円	▲1,514 百万円
1株当たり当期純利益または当期純損失(▲)	▲180.51 円	2,154.24 円	2,650.07 円	▲841.20 円	▲29,670.15 円
純資産	8,047 百万円	8,157 百万円	8,292 百万円	8,249 百万円	6,735 百万円
総資産	13,913 百万円	14,020 百万円	13,684 百万円	13,372 百万円	11,434 百万円

(6) 主要な事業内容

仙台空港の運営等

- ・ 航空機の離着陸の安全を確保するための航空保安施設の運営等
- ・ 空港周辺の航空機の騒音対策
- ・ 空港ターミナルビル(貨物棟含む)の所有及び経営
- ・ 不動産賃貸、物品販売等
- ・ 航空旅客、航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供
- ・ 駐車場運営

(7) 事業所の所在地及び従業員の状況

①事業所の所在地

宮城県名取市下増田字南原無番地

②従業員の状況

従業員数 157名

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

(ア) 親会社との関係

当社の親会社は東急株式会社であり、同社は当社の議決権株式を42.00%保有しています。

(イ) 親会社等との間の取引に関する事項

当社の株式の出資比率は2. 会社の株式に関する事項に記載の通りであり、株主各社より役員及び出向社員を受け入れています。

当社は、当社独自の発注規程に則り、親会社等との取引に関しては、株主間契約により独立当事者間取引とすることを原則とし、取引条件等の内容の適正性をその他業者との比較等から慎重に検討して決定しています。

また、取引に係る意思決定は、当社独自の基準に基づき行っています。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

借入先：宮城県 借入金残高：2,874,663千円

2. 会社の株式に関する事項
株式の状況 (2021年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	200,000株	内訳	普通株式	60,000株
			A種優先株式	140,000株
② 発行済株式の総数	169,960株	内訳	普通株式	51,030株
			A種優先株式	118,930株
③ 株主数		内訳	普通株式	7名
			A種優先株式	4名

④ 株主

株主名	持株数			持株比率
	普通株式	A種優先株式	合計	
東急株式会社	21,432株	35,679株	57,111株	33.60%
前田建設工業株式会社	15,309株	35,679株	50,988株	30.00%
東急不動産株式会社	4,592株	35,679株	40,271株	23.69%
豊田通商株式会社	8,164株	11,893株	20,057株	11.80%
株式会社東急エージェンシー	511株	—	511株	0.30%
東急建設株式会社	511株	—	511株	0.30%
株式会社東急コミュニティー	511株	—	511株	0.30%
合計	51,030株	118,930株	169,960株	100.00%

(注) 持株比率は、普通株式の総数と、発行済のA種優先株式の総数の合計から計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	鳥 羽 明 門	
取 締 役	一 條 祐 三	空港運用部長
取 締 役	岡 崎 克 彦	航空営業部長
取 締 役	高 橋 和 夫	東急(株) 代表取締役社長
取 締 役	岩 井 卓 也	東急(株) 執行役員 都市開発事業部長
取 締 役	岐 部 一 誠	前田建設工業(株) 取締役専務執行役員 CSR・環境担当 兼 経営革新本部長 グローバル・インフラ・マネジメント(株) 代表取締役会長
取 締 役	池 内 敬	東急不動産(株) 取締役常務執行役員
常勤監査役	千 田 三 郎	
監 査 役	氏 家 照 彦	(株)七十七銀行 取締役会長
監 査 役	鷺 徳 次	前田建設工業(株) 経営革新本部 コンセッション部 部長 グローバル・インフラ・マネジメント(株) 取締役副社長
監 査 役	高 木 克 典	東急(株) 監査役会事務局 参与

注1. 取締役岐部一誠氏、取締役池内敬氏は、会社法第2条15号に定める社外取締役であります。

注2. 監査役千田三郎氏、監査役氏家照彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

注3. 2021年3月31日をもって、取締役（空港運用部長）一條祐三氏は、辞任により退任いたしました。

なお、その後任として、2021年4月1日付で谷内克行氏が取締役（空港運用部長）に就任いたしております。

注4. グローバル・インフラ・マネジメント(株)は、当社の株主である東急(株)と前田建設工業(株)の合弁により、インフラ運営事業におけるコンサルティング業務等を行うことを目的として設立された会社です。

(2) 役員の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取締役	1 人	12,650 千円	
監査役	2 人	9,840 千円	
計	3 人	23,040 千円	

注1 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与を含む)として、23,000 千円を支給しています。

4. 会計監査人に関する事項

- ①名称 EY 新日本有限責任監査法人
- ②会計監査人の報酬等の額 9,200 千円
- ③解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任いたします。

上記のほか、会計監査人の監査活動の適切性、妥当性を考慮し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、2016年6月8日付取締役会により決議した内容の概要は次のとおりであります。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・全社が守るべき指針等を周知し、定期的にコンプライアンス教育を実施し、その徹底を図り、法令・社内規程等への違反行為があったときには懲罰規程に基づき厳正に処分する。
 - ・取締役社長が指名する担当者により定期的にモニタリング(内部監査)を行うとともに、内部通報窓口を設けることにより、法令・行動指針に違反する行為に関し従業員が直接通報・相談できるようにする。
 - ・法令・定款違反等の行為が発見された場合には、迅速に情報を把握するとともに、必要に応じて外部専門家等と協力しつつ適正に対応していく。
 - ・反社会的勢力及び団体を排除・遮断することとし、警察当局等外部機関と緊密に連携を持ちながら対処する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・法令、取締役会規則並びに文書取扱に関する規則に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録により適切に作成、保存又は廃棄する。
 - ・保存された文書は、取締役・監査役・モニタリング(内部監査)担当者により随時に閲覧できる体制をとる。

- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・航空の安全確保及び空港保安に係る規程を制定し、安全マネジメント体制を敷く。その運用にあたり関係機関及び空港内他事業体と密接に連携して対応する。
 - ・各種のリスクについて、未然防止の観点から各規則の制定、マニュアルの作成・配布並びに研修・訓練を実施する。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・業務分掌・業務執行基準を定め業務執行に係る権限・責任を明確化する。
 - ・経営会議・常勤役員会を定期的に開催し重要事項に係る意思決定を迅速に行う。
- ⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・監査役が要請した場合には補助使用人を配置する。その独立性の確保のため、当該使用人は監査役の指揮命令の下で業務を行う。当該使用人の人事考課及び人事異動については監査役と事前協議する。
- ⑥取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - ・監査役による重要会議への出席及び重要書類閲覧の機会を確保する。また、事業の状況、コンプライアンスやリスクマネジメント等の内部統制システムの整備及び運用状況を監査役に定期的に報告する。
 - ・監査役から業務の執行状況につき報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実又はおそれのある事実を発見した場合、直ちに監査役に報告する。
- ⑦監査役がその職務の執行について生じる費用等に係る方針
 - ・監査役がその職務を執行するうえで必要な費用について、監査役と協議のうえで予算措置をし、費用の前払いが必要な時には担当部署において対応する。
- ⑧その他監査役がその職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役社長と監査役は定期的に意見交換を行うこととする。

(2) 体制の運用状況の概要

上記、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた施策に従い、その基本方針に基づき、規程類の整備に関する会議等の開催を行うとともに、その運用の状況については、決議した基本方針に基づき、上記に掲げた施策を実行するとともに、各部門による日常のセルフモニタリングと管理部門による定期的なモニタリングにより実施状況の確認と必要な場合の是正をしています。